

時の給料は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。

- (3) 市議会議員及び農業委員会の委員の合併時の報酬額は、市議会議員については阿蘇町の例により、農業委員会の委員については波野村の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (4) 教育委員会及び選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。合併時の報酬額は、阿蘇町の例により支給し、合併後、新市における特別職報酬等審議会において検討する。
- (5) 附属機関及びその他の特別職については、新市において設置の必要性があるものは、新市において新たに設置する。人数、任期、報酬額については、合併直前の制度をもとに合併時に調整する。

1 2 条例、規則等の取扱い

- (1) 条例・規則等の取扱いについては、以下の「条例・規則等の整備方針」により調整するものとする。

〔条例・規則等の整備方針〕

新市発足時には、3町村の条例・規則等はすべてその効力を失うことになる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる必要がある。したがって、条例・規則等の制定にあたっては、合併推進協議会等で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

- ①合併と同時に新市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。

制定手続きによる分類

- ・条例……制定権者（市長職務執行者）の専決処分により制定し施行する。（地方自治法第179条第1項）
- ・規則、要綱、その他……制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第15条第1項）

- ②合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。

- ・市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権が長にない条例、各行政委員の規則等）
- ・新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの。